

上尾市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 6 号

上尾市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

上尾市消防吏員服制規則（昭和 6 1 年上尾市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 防火衣の部を次のように改める。

防火衣	上衣	色及び地質	紺色及び金色の難燃性混紡織物とする。
		製式	折り襟とする。 前立てには、面ファスナー及び金属ファスナーを縫い付ける。 左右胸部及び左右腰部にポケットを付ける。 背面上部に「上尾消防」及び「A G E O F I R E D E P T . 」の文字を、背面下部に「A G E O C I T Y」の文字を、それぞれ表示する。 形状は、図 2 3 のとおりとする。
	ズボン	色及び地質	上衣と同様とする。
		製式	つりバンド付き長ズボンとする。 両腿側面に雨蓋付き外ポケットを付ける。 左大腿部のポケット下部に「A G E O F I R E D E P T . 」の文字を表示する。 形状は、図 2 4 のとおりとする。

図 1 0 を次のように改める。

図 1 0 しころ



図 2 1 から図 2 4 までを次のように改める。

図 2 1 活動服上衣

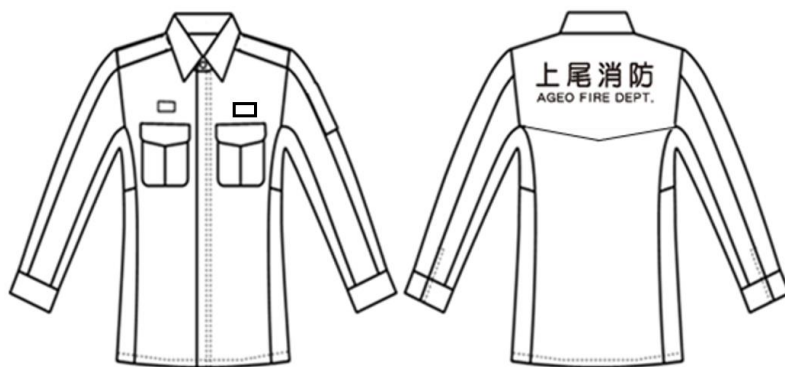


図 2 2 活動服ズボン

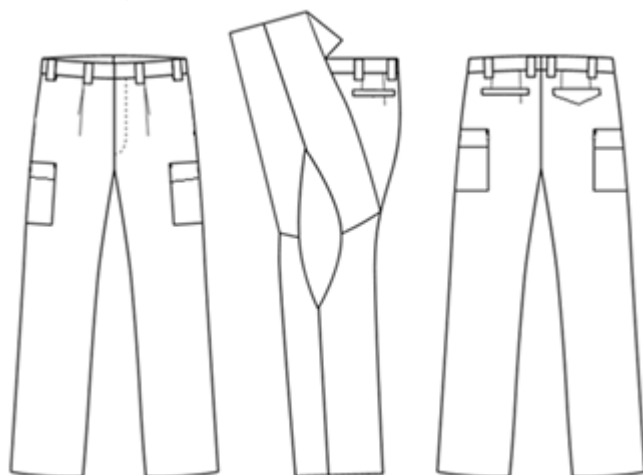


図 2 3 防火衣上衣

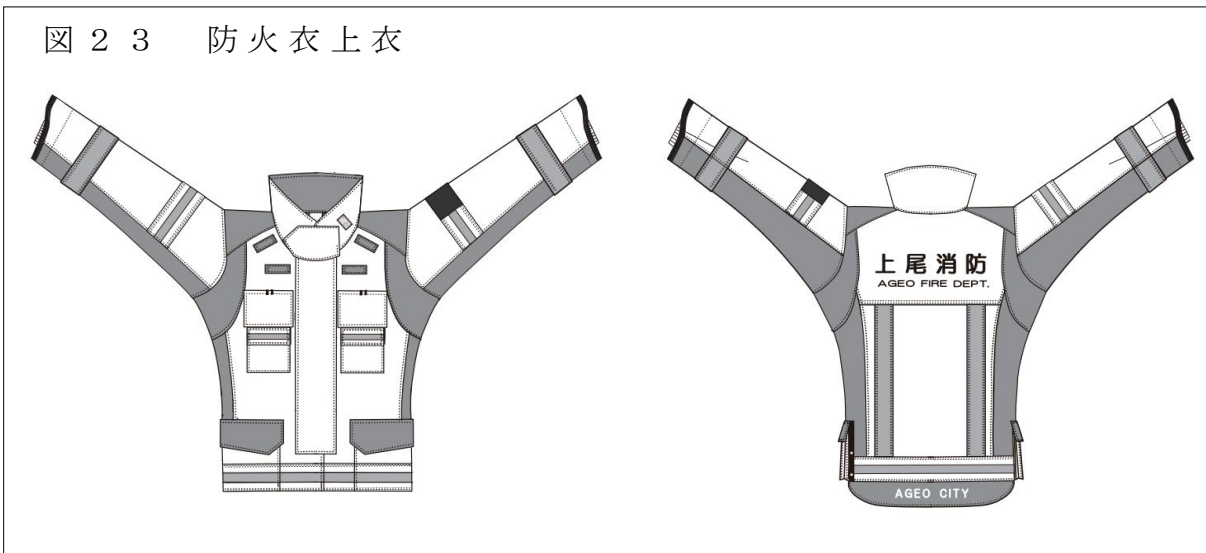
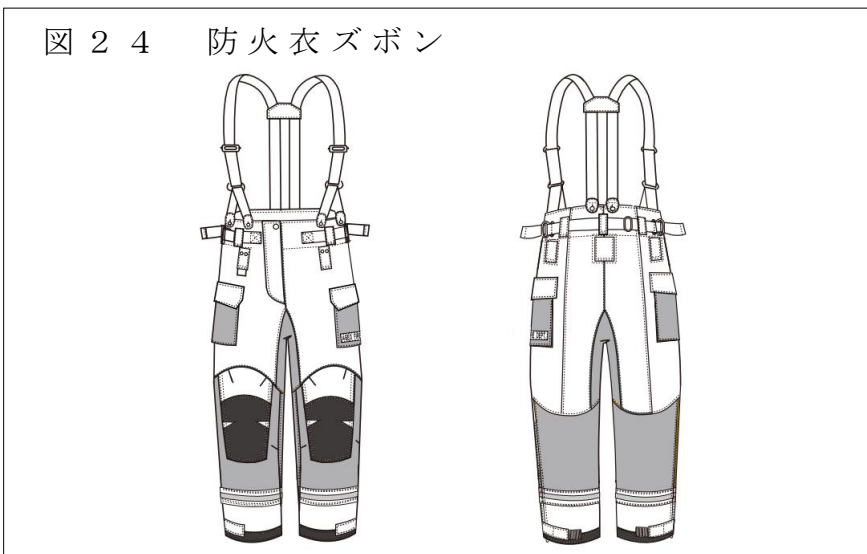


図 2 4 防火衣ズボン



附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。